

令和9年度 予約調整団体の登録申請について

金沢市民芸術村では、当施設を芸術文化活動の拠点として定期的に利用し、かつ成果発表等の活発な発信活動を行っている団体に、安定的な練習の場を提供し活動を支援することを目的とした予約調整団体制度を設けています。

この度、令和9年度の登録申請を下記概要のとおり受け付けますので、希望する団体は所定用紙により申請してください。

調整団体として登録された際には、次の事項を遵守していただきます

1. 「自主管理方式」や「市民ディレクター制度」といった芸術村の理念を理解し、積極的にこれを守り、伝えていくこと
2. 清掃や原状回復等の施設使用にかかる基本的なルールを遵守するなど、他の利用者の模範となる使い方をすること

1. 対象となる団体について

(1) 下記のいずれかに該当すること

- ① 主たる構成員が青少年（25歳以下）から成る団体（10名以上）
- ② 構成員が15名以上の団体

(2) (1) に該当する団体のうち、下記の要件を満たすこと

- ① 当施設を練習・制作の活動拠点とする団体
- ② 自ら主催して成果発表を行ったり、金沢市など公的な機関が行う事業に参加するなど、活動を発信している、もしくは発信を予定している団体
- ③ 芸術村以外にも活動の幅を広げたり、新しい活動に取り組むなど、活動を展開している、もしくは展開を予定している団体

2. 申請から登録決定まで

所定の申請書に必要事項を記入し、芸術村事務所まで持参のうえ提出してください。

団体の活動が分かる規約・印刷物等がありましたら、資料として添付してください。

- ・申請期間は、令和8年7月10日（金）から令和8年7月31日（金）です。
- ・提出された申請書は、芸術村において厳正に審査し、8月末日を目安に結果をお知らせします。
- ・登録期間は1年間とし、更新の際は再度申請が必要です。

3. 登録後について

登録を受けた団体は、毎月（原則、第2月曜日の夜間）開催する先行予約調整会議に参加していただきます。初回は令和9年4月分の調整会議を9月14日（月）の夜間に予定しています。登録期間の終了時には、登録期間中の施設利用に関する実績報告をしていただきます。

4. 予約調整の範囲と本申請について

一般予約開始月の前月上旬に前項の調整会議を行い、先行予約分を確定します。先行して予約できる範囲は、週1回（1回あたり6時間まで）・1施設までの練習利用に限り、これを超える利用は一般予約開始後に予約追加していただくこととなります。また先行予約分については、一般予約開始後速やかに申請書の提出と使用料の納入をしていただきます。

